

## 第3部 事後評価の進め方

### 1. 事後評価のポイント

#### (1) 事後評価の時期

まちづくり交付金では、交付期間終了後の効果の持続や次のまちづくりへ展開を図るために、市町村がまちづくり目標に対する達成状況を確認したり、効果発現の要因を整理して今後のまちづくり方策（改善策を含む）を検討することとしています。

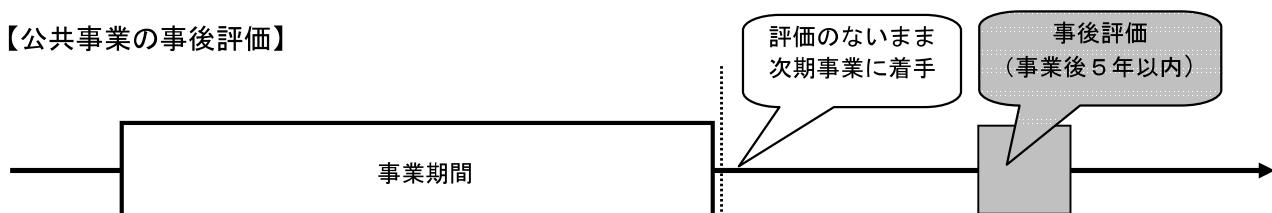
まちづくり交付金の事後評価は、交付終了年度に開始することとします。

事後評価を交付終了年度の上期から実施することにより、

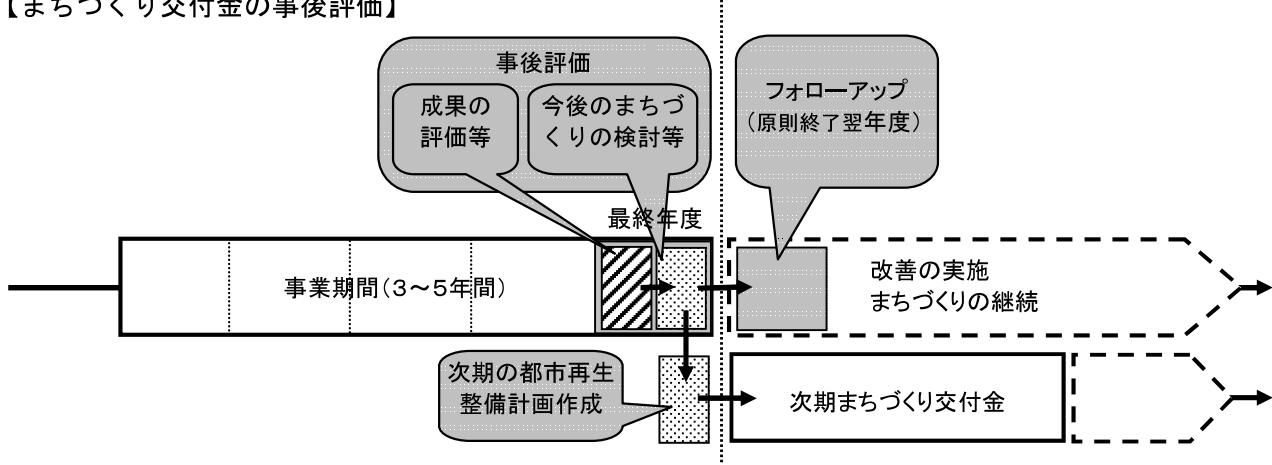
- ①交付終了年度の下期において、改善策や今後のまちづくりの検討、次期交付金事業の計画作成等が可能となります。
- ②事業完了後、直ちに改善策や次期まちづくり等を実施できます。

※なお、事後評価に資する事業効果の分析等の経費については、提案事業として交付対象事業に位置づけることも可能です。

#### 【公共事業の事後評価】



#### 【まちづくり交付金の事後評価】



■図3-1 事後評価の時期

交付終了年度に事後評価を実施することは、まちづくり交付金の事業評価体系の根幹をなすPDCAサイクルと大きく関連しています。すなわち、3～5年間のまちづくりの成果を評価するとともに、まちづくりの課題が解決されたか、とり残されている課題はないか、今後なにをすべきか等について検討を行い（Check）、それを踏まえて、交付終了後の効果の持続や改善策を含めたまちづくり方策

(Act)が遅滞なく実施されることを期待しています。

このように、交付期間が終了すれば当該地区のまちづくりは終了ということではなく、交付終了後も間断なくまちづくりを継続していくために、交付終了年度に事後評価を実施するものです。

#### (留意事項)

交付終了年度に事後評価を実施するため、評価を行う時点において未竣工の事業があつたり、施設等が供用して間もないため効果が未だ発現していないことも考えられます。その場合には、評価基準日における達成見込みを推計するなどして評価を行います。

## (2) 事後評価の手続き

手続きには、1) 方法書の作成、2) 事業の成果及び実施過程の検証、3) フォローアップの実施の3段階があり、1) 及び2) を交付終了年度に、また、3) を交付終了の翌年度（原則）にそれぞれ実施します。

### 1) 方法書の作成

- 「事業の成果及び実施過程の検証」並びに「フォローアップ」の作業が円滑かつ確実に進められるよう、交付終了年度の初頭までに、定量的な指標の計測時期や計測方法、各種検討作業の時期や主体、検討手法等を事前に決めておき、これを「まちづくり交付金 事後評価方法書」（様式1、以下、「方法書」という）に取りまとめます。

### 2) 事業の成果及び実施過程の検証（事後評価シートの作成を含む）

- まちづくり交付金の成果とそこに至るまでの実施過程等について評価するとともに、評価結果をもとに、その結果に至った原因（以下、「効果発現の要因」という）を整理し、今後の対策（以下、「今後のまちづくり方策」という）を整理します。
- それらを評価原案として取りまとめ住民に公表し、またさらに、まちづくり交付金評価委員会（後述）による審議を経て見直し等を行います。
- 最終的に「まちづくり交付金 事後評価シート」（様式2）に取りまとめ、国へ提出するとともに再度住民に公表します。

### 3) フォローアップの実施

- 成果の評価において数値目標の達成状況の検証に「見込み」の値を用いた場合や、都市再生整備計画に掲げたまちづくりの目標並びに数値目標を達成することができなかつたために改善策を実施した場合に、適切な時期（原則、交付終了の翌年度）に改めて達成状況を確認し、評価を確定させるための「フォローアップ」を実施します。
- フォローアップは、これまでと同様に市町村自らが行い、実施結果を国へ提出するとともに、適宜、住民に公表します。

■図3-2 事後評価の手続き

## 1) 方法書の作成

### 方法書の作成

- ・各評価項目の指標数値や実施状況等を計測・確認するための方法を設定
- ・交付終了年度の初頭までに作成

## 2) 事業の成果及び実施過程の検証 (事後評価シートの作成を含む)

### ▼まちづくりの目標等の達成状況を確認

#### (1) 成果の評価

- ・事業の実施状況
- ・都市再生整備計画に記載した数値目標の達成状況
- ・その他の数値指標による効果発現の計測

#### (2) 実施過程の評価

- ・モニタリングの実施状況
- ・住民参加プロセスの実施状況
- ・持続的なまちづくり体制の構築状況

※都市再生整備計画に記述がある場合は必須。  
※記述がない場合においてもなるべく実施。

### ▼今後のまちづくりを検討

#### (3) 効果発現要因の整理

- ・指標の改善と事業の関連性等、成功要因・失敗要因の整理
- ・成果と実施過程の関係性の整理

#### (4) 今後のまちづくり方策の作成

- ・事業終了後（又は継続後）におけるまちづくりの方策を作成

※改善策の作成が必要な場合  
・当初設定した目標を達成させるための措置を講ずべく改善策を作成

### ▼評価結果をチェック

#### (5) 事後評価原案の公表

#### (6) まちづくり交付金 評価委員会の審議

（意見の反映）

#### (7) 評価結果のまとめ（事後評価シートの完成）

#### (8) 評価結果の公表と国への報告

## 3) フォローアップの実施

### フォローアップの実施

- ・改善策を実施した場合等に、改めて目標の達成状況を確認
- ・適切な時期（原則、交付終了の翌年度）に実施

### フォローアップの結果の公表と国への報告

■図 3-3 事後評価の実施フロー

## 【交付終了年度における「方法書の作成」並びに「事業の成果及び実施過程の検証】

### の実施スケジュール例】

交付終了年度における「方法書の作成」並びに「事業の成果及び実施過程の検証」の実施スケジュールは下表のとおりです。(国とのやり取りを伴わない手続きのスケジュールはあくまでも目安です)

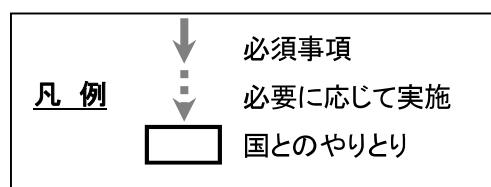
事業の進捗状況次第では交付終了年度の作業ボリュームが膨大になる恐れがありますので、早い段階からの準備作業を実施しておくことが望されます。

■表 3-1 「方法書の作成」「事業の成果及び実施過程の検証」 実施スケジュール例（目安）

手続き	最終年度	上期						下期					
		第1四半期			第2四半期			第3四半期			第4四半期		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
住民	公表												
市町村	方法書の作成	■											
	評価のための事前作業		■	---	---	---	---						
	①成果の評価 ②実施過程の評価		提出		技術的 助言		---						
	③効果発現要因の整理 ④今後のまちづくり方策の作成					---	---						
	⑤事後評価原案の公表 ⑥まちづくり交付金評価委員会の審議							■	●	まちづくり交付金 評価委員会			
	⑦評価結果のまとめ (事後評価シートの完成) ⑧評価結果の公表と国への報告								■	反映	■	報告	
	次期計画の作成 <sup>注2</sup>								■	▼	修正結果 の報告		
	方法書の確認	■									技術的 助言		
	評価結果と今後のまちづくり方策のチェック										要望		
国	次期計画の確認 <sup>注2</sup>									■	整合性の確認		
	国の公表											●	

注1：住民への3月の最終公表時には、必ずしもアンケートや意見聴取の実施を必須としない。

注2：次期計画とは、交付終了後も継続してまちづくり交付金を活用する場合に、市町村によって作成される第2期等の都市再生整備計画のことを指す。



## 【用語】

成果の評価	事業の実施状況、都市再生整備計画に記載した数値目標の達成状況、他の数値指標による効果発現状況の評価を行うこと。
事業の実施状況	まちづくり交付金による事業（基幹事業・提案事業・関連事業）の予算の執行状況や変更状況、施設の完成状況等のこと。
都市再生整備計画に記載した数値目標の達成状況	都市再生整備計画に記載した指標（目標を定量化する指標）について、その数値目標（目標値）が、事後評価の時点で達成されたか否かを検証すること。
他の数値指標	交付金の効果について、都市再生整備計画に記載した数値目標とは別の定量的な指標を用いて効果の発現状況を検証する場合、その指標を「他の数値指標」といい、効果発現状況を確認することができる。
実施過程の評価	事業の実施過程における、「モニタリングの実施状況」、「住民参加プロセスの実施状況」、「持続的なまちづくり体制の構築状況」の評価を行うこと。
効果発現要因	成果と実施過程について、それぞれの評価結果に至った要因の整理を行うこと。成功・失敗に関わらず、ブレーン・ストーミング等の手法により分析・整理を行い、「今後のまちづくり方策」作成のための基礎資料づくりや事業に関わるデータ蓄積を行う。
今後のまちづくり方策	事業の実施によって得られた効果・影響、ならびに事業実施過程を通して得られた知見を活かして、これからまちづくりの方向性を記したもの。 なお、評価結果に応じ、改善の必要のあるものについては改善策も追加作成する。
まちづくり交付金評価委員会	事後評価の合理性・客觀性を担保するため、評価結果について審議を行う第三者機関。3名以上の委員により構成。委員には必ず学識経験のある有識者を含むこととする。